

# 令和5年度 事故防止対策支援推進事業概要一覧

令和5年8月7日現在

|                                    |  |  |  |
|------------------------------------|--|--|--|
| 先進安全自動車 (ASV)の導入に対する支援             | 予算   | 事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数   |  |
|                                    | 対象機器・装置  | ①衝突被害軽減ブレーキ【歩行者検知機能付き】（車両総重量3.5トン超のトラック（トラクタ含む）に装着されるもの）<br>②車間距離制御装置＋車線維持支援制御装置（トラック（トラクタ含む）に装着されるもの）<br>③ドライバー異常時対応システム（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの）<br>④先進ライト（車両総重量3.5t超のトラック（トラクタ含む）へ装着されるもの）<br>⑤側方衝突警報装置（車両総重量3.5t超のトラック（トラクタ含む）へ装着されるもの）<br>⑥アルコール・インターロック（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの）<br>⑦事故自動通報システム（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの）<br>⑧後付け事故自動通報システム（国土交通大臣が選定したもの）（トラック（トラクタ含む）へ装着されるもの） |  |
|                                    | 補助額  | 取得費用の1/2（1車両当たり上限：①②③④⑥10万円、⑤⑦5万円、⑧3万円（※）、①～⑧合わせて20万円）<br>※⑧についてはサブスクリプションによる導入も可。その際の補助対象経費は「契約期間分の料金（初回契約分として一括払いした額に限る）」とし、補助上限額は1ヶ月あたり料金×12ヶ月×1/2（中小事業者以外は×1/3）  |  |
|                                    | 申請期間   | 令和5年8月10日～令和6年1月31日（令和5年4月1日以降に購入（新車新規登録）した車両が対象）  |  |
| その他条件等                             | 中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）<br>過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと<br>車両の保有台数が5両未満の事業者を除く<br>補助金名称「先進安全自動車(ASV)の導入に対する支援」   |  |  |
| 運行管理の高度化に対する支援                     | 予算   | 事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数   |  |
|                                    | 対象機器・装置  | ①国土交通大臣が選定したデジタル式運行記録計<br>② " 映像記録型ドライブレコーダー<br>③ " デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付一体型を含む）   |  |
|                                    | 補助額  | ①デジタル式運行記録計 車載器本体 1/3(1台あたり上限2万円)<br>事業所用機器 1/3(1台あたり上限10万円)<br>②ドライブレコーダー 車載器本体 1/3(1台あたり上限1万円)<br>事業所用機器 1/3(1台あたり上限3万円)<br>③一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限3万円)<br>事業所用機器 1/3(1台あたり上限13万円)<br>④通信機能付一体型 車載器本体 1/3(1台あたり上限8万円)<br>事業所用機器 1/3(1台あたり上限13万円)<br>1事業者あたり上限：80万円<br>（2回以上申請する場合を除き、通信機能付一体型の車載器を含めて購入した場合は、上限120万円）   |  |
|                                    | 申請期間   | 1次募集：令和5年8月10日～令和5年9月15日<br>2次募集：令和5年9月15日～令和6年1月31日<br>（いずれも令和5年4月1日以降導入機器が対象）  |  |
| その他条件等                             | 中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）<br>過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと<br>車両の保有台数が5両未満の事業者を除く<br>過去に取得し、本補助対象事業の交付を受けた機器（支援を受けようとする機器と同一種類のものに限る。）が設置されている、又は設置されていた自動車を除く<br>補助金名称「運行管理の高度化に対する支援」 |  |  |
| 過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援           | 予算   | 事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数   |  |
|                                    | 対象機器・装置  | 国土交通大臣が選定した次の機器<br>①ITを活用した遠隔地における点呼機器（I T点呼機器）<br>②遠隔点呼機器<br>③自動点呼機器<br>④運行中における運転者の疲労状態を測定する機器<br>⑤休憩期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器<br>⑥運行中の運行管理機器   |  |
|                                    | 補助額  | 取得費用の1/2（1事業者あたり上限：80万円）<br>※一部の機器に1台あたり上限あり   |  |
|                                    | 申請期間   | 令和5年8月10日～令和6年1月31日（令和5年4月1日以降導入機器が対象）   |  |
| その他条件等                             | 中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）<br>過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと<br>車両の保有台数が5両未満の事業者を除く<br>補助金名称「過労運転防止のための先進的な取り組みに対する支援」  |  |  |
| 社内安全教育の実施に対する支援                    | 予算   | 事故防止対策支援推進事業総予算：13.34億円の内数   |  |
|                                    | 対象   | 国土交通大臣の選定を受けている、事故防止コンサルティング   |  |
|                                    | 補助額  | 費用の1/3（1事業者あたり上限100万円）   |  |
|                                    | 申請期間   | 令和5年8月10日～令和6年1月31日  |  |
| その他条件等                             | 中小企業者（資本金3億円以下又は従業員300人以下）<br>過去3年間に行政処分（警告、勧告は含まない）を受けていないこと<br>車両の保有台数が5両未満の事業者を除く<br>補助金名称「社内安全教育の実施に対する支援」   |  |  |
| 【申請先】<br>(公財)日本自動車輸送技術協会<br>(JATA) | JATA申請システム   | <a href="https://jata-shinsei.my.site.com/portal">https://jata-shinsei.my.site.com/portal</a>  |  |
|                                    | JATAホームページ   | <a href="https://atai.or.jp/">https://atai.or.jp/</a>  |  |